

悪質な訪問販売にご注意を

最近、まるで市から委託されたような口ぶりで、水質の調査や浄水器を売りつける訪問販売が発生しています。

良心的に営業する業者が多い中、一部の業者が「かたり」や「強引営業」で問題を起こしています。

市は直接、給水管の清掃や浄水器の販売・調査・工事などはしていません。必要でない場合や不信に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

問い合わせ 上下水道総務課（内線251）、市消費生活センター（内線186）



相 談

行政書士無料相談

行政書士会南大阪支部では、同無料相談を実施します。

とき 5月28日(土)、6月25日(土)、いずれも午後1時30分～4時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 相続・遺言、成年後見制度、交通事故などの自賠償請求、法人設立、契約・内容証明、各種許認可などに関する相談

申し込み 5月9日(月)～、濱田さん(同支部) ☎(50)1110 (日曜日を除く午前10時～午後6時) へ

消費者相談窓口の名称が変わりました

4月1日より、本市の消費者相談窓口が「富田林市消費生活センター」に名称を変更しました。なお、開所日時や場所などは変更ありません。

本市の消費者相談は、本市だけでなく太子町、河南町、千早赤阪村にお住まいの人も相談を受けることができます。また電話での相談も受け付けています。何か困ったことがあれば、一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

とき 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始を除く）

ところ 市役所 1階7番窓口奥

問い合わせ 市消費生活センター（内線186）

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。			
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他	
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1人年1回	
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く	
行政相談	19(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室		
司法書士相談	17(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回	
特設人権なんでも相談	13(金) 6/1(土)	午後1時～4時 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所2階201会議室 市役所地下902会議室	電話相談も可（13(金)は内線201、6/1(土)は内線542）、人権擁護委員による相談	
女性の悩み相談	12(木) 20(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※12(木)は午後3時30分まで	
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(火)、 24(火)、6/3(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談	
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、祝日を除く	
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時			
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く	
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く	
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く	
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く	
子育て相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666、祝日を除く	
健康相談	9(月)、23(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談	
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く	
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可	
農業相談	6(金)、6/3(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）	
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日を除く	
商工法律相談	10(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101	
日本政策金融公庫相談	11(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101	
税理士による税務相談	13(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101	
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン ☎188	
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700	
お出かけ就労支援相談	24(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室		
若者の就労相談	18(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441	
労働相談	12(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談	
障がい者就業・生活相談	16(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）	
住宅関連法律相談	20(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人	



講座

地域公開講座「きし元気塾」

認知症について理解を深め、セルフチェックの方法や予防のための脳トレーニング、誰にでもできる運動を専門スタッフが紹介します。

とき 5月22日(日)、午前10時～11時30分(午前9時30分～受け付け)

ところ 介護老人保健施設きし(中野町西二丁目273)

定員 30人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 5月6日(金)～、介護老人保健施設きし【☎(23)0201】へ

府民公開講座

「心臓病ってどんな病気」

とき 5月21日(土)、午後2時～4時

ところ 府立呼吸器・アレルギー医療センター(羽曳野市はびきの三丁目7の1)

内容・講師 「心臓病を知ろう」=荒木良彦さん(同センター循環器内科主任部長)、「食事療法で体を守る」=西川知可子さん(同センター栄養管理室主任)、「みんなで体験～心マッサージ～」=川西 領治さん(同センター2B病棟看護師) ※いずれも手話通訳あり。

定員 100人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み 5月6日(金)～18日(火)までに、ファクスで講座名、参加者の氏名、電話番号、人数、会場までの交通手段を記入し、同センター【☎072(957)2121・FAX072(957)6285】へ(電話申し込み可)

介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

とき・内容 5～10月の間で通信教育6カ月、通学11回程度 ※詳しくはお問い合わせください。

ところ ジョブシティカレッジおもちゃ館金剛校(大阪狭山市金剛一丁目3の5) **定員** 30人(申し込み先着順)

受講料 3万2100円～16万3440円(テキスト代含む)

申し込み 5月6日(金)～16日(月)(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時)までに、NPO法人シーシータイミング【☎072(366)5566】へ



募集

統計調査員を募集

本市では、国勢調査などの国が実施するさまざまな基幹統計調査を実施するために、調査票の配布・回収・点検をしていただく統計調査員を募集しています。基幹統計調査は、年1～2回実施され、調査があるごとに登録された人の中から統計調査員を選任します。**登録資格** 20歳以上75歳未満の人 ※職種などにより登録できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

報酬 調査の種類・件数などにより異なります(2～5万円)

申し込み 総務課で配布する所定の申込書に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分に同課(内線331、333)へ ※申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「総務課」からダウンロードもできます。



上下水道

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、旅行などで長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごくわずかに溶け出すことがあります。通常の使用では水質基準内で問題ありませんが、長時間使用しなかったときは、念のためバケツ一杯分程度、飲み水以外にお使いください。

問い合わせ 水道工務課(内線257)

6月1日～7日は水道週間

6月1日(水)～7日(火)まで、全国で水道週間が実施されます。

水道は、日常生活の上で欠かせないものですが、あまりにも身近すぎて、水が限りある資源であることを忘れがちです。

水のことを資源として市民の皆さんに理解していただくため、本市では期間中「甲田浄水場」を一般公開しますので、この機会にぜひ見学してください。

なお、見学を希望する場合は事前にご連絡ください。

とき 6月1日(水)～7日(火)(土・日曜日は除く)

ところ 甲田浄水場(近鉄長野線「川西駅」下車、東へ徒歩約5分)

問い合わせ 水道工務課浄水係【☎(24)1215】

広告枠



国民年金

ご存じですか？

第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

◆死亡一時金の額

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。ただし、寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金を請求できません。

- ①婚姻期間（内縁関係含む）が10年以上継続していた
- ②夫によって生計を維持されていた
- ③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と、免除された期間を合算して25年以上ある
- ④夫が障がい基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない

◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課（内線153、154）



福祉

障がい者日常生活用具給付等事業の対象品目が追加されました

障がい者日常生活用具給付等事業について、視覚障がい者のための品目が次のとおり追加されました。

●盲人用血圧計（音声式）

対象者 身体障がい者手帳に、視覚に係る障がい程度が1級または2級と記載されている18歳以上の人

●大活字図書

対象者 身体障がい者手帳の交付を受けた視覚障がい者で、大活字による文字が読める人

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 障がい福祉課（内線194、195）

身体障がい者補助犬の貸与希望者を募集

府では、身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、身体障がい者補助犬の貸与希望者を募集します。

対象者 満15歳以上（ただし義務教育を修了した人）で、盲導犬は視覚障がい1級、介助犬は肢体障がい1級または2級、聴導犬は聴覚障がい2級の人

申し込み 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申請書に必要事項を記入し押印の上、5月16日（月）（必着）までに☎540-8570大阪府中央区大手前二丁目府自立支援課〔☎06(6944)9176・FAX 06(6942)7215〕へ郵送

※貸与候補者は補助犬の取得目的や住宅環境などを調査し選考・決定します。

赤十字募金にご協力を

毎年5月1日から2カ月間、全国一斉に募金運動を実施します。赤十字奉仕団、町会（自治会）をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約1476万円の社資募金が集まりました。今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、募金活動を実施しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 地域福祉課（内線288）



国民健康保険

前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた27年中（1月～12月）の所得に基づいて算出します。税務署や市役所へ税の申告をされていない人や、会社などから源泉徴収票が提出されていない人については、所得の内容を確認するため、5月初旬に国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）を送付しますので必ず提出してください。また学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人も簡易申告にご協力ください。

問い合わせ 保険年金課（内線150、151）



講座

認知症介護家族の交流会

とき 5月25日（水）、午後1時30分～3時

ところ 金剛公民館

内容 参加者同士の情報交換・交流会、講話「認知症デイってどんなところ？」

対象者 市内在住の認知症の人を介護されている人

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 5月19日（木）までに高齢介護課（内線196）へ（申し込み多数の場合抽選）※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

認知症予防教室

とき 6月3日～24日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分（全4回）

ところ けあばる

内容 認知症に関する講義、認知症予防に効果的な運動や食事など

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人 **参加費** 無料

申し込み 5月24日（水）までにウエルネスけあばるへ ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



税

固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(木)までに申請していただく必要があります。

- ①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかであること
 - ②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること
 - ③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70平方メートル以下であること
 - ④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること
- 問い合わせ** 課税課 (内線113~116)

固定資産税納税通知書を送付

5月1日付で、固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付しました。

納税通知書の内容について分からないことがあるときは、課税課までお問い合わせください。課税内容について、納税者からよくいただく質問を次のとおりQ&Aにまとめました。

Q1 24年に新築した住宅、または22年に新築した3階建以上の耐火・準耐火住宅の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

A1 新築住宅に対して、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120平方メートルまでの居住部分に相当する固定資産税(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したため、本来の税額に戻ったからです。

Q2 土地利用に変化なく、評価額も下がっているのに、税額が上がったのはなぜですか？

A2 土地の税金に関して、税額の上昇に一定の限度を定め、急激な増額を抑える「税負担調整措置」の変更が原因の一つに考えられます。地方税法の一部改正に伴い、一部地目(住宅用地、市街化区域農地)についてこの限度が引き上げられることになりました。このため、評価額が下がっているにもかかわらず税額が上がる土地があります。

Q3 固定資産税は1月~12月までの税金ですか？4月~3月までの税金ですか？

A3 固定資産税は、毎年1月1日の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税として課税する年税です。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められていません。従って、売買時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で案分計算する場合の起点日は、売主と買主の間で話し合ってください。

問い合わせ 課税課 (内線113~116)

軽自動車税の減免

対象者

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車(原動機付自転車を含む)の所有者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。

※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

届け出 5月31日(火)までに手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、印鑑、運転免許証、車検証(原動機付自転車は申告済証)、納税通知書、納税義務者の個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ

問い合わせ 課税課 (内線110)

自動車税の納期限

○自動車税の納期限は5月31日(火)です
納税通知書記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード(インターネットによる手続き)で納期限までに納めてください。

問い合わせ 府自動車税コールセンター (☎0570(020)156)

いつでもどこでも簡単納税！ 「モバイルレジ」サービスの ご利用を

本市では、税の納付機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るためモバイルレジによる納付を導入しています。

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末(OSがiOS、Androidのもの)で税金が納付できるサービスです。

なお、サービスするには、モバイルバンキング、インターネットバンキングの契約が必要です。

●納付できる税目、金額

市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのもの(指定のコンビニエンスストアで納付できる納付書と同じものになります)。

※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「納税課」をご覧ください。

問い合わせ 納税課 (内線122)

今月は固定資産税・都市計画税の 第1期分と軽自動車税の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線122)

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		